



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月30日(火) 号外(第4号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 同 2
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 2

企業管理規程

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 2

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 3

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第二行政職給料表の部九級の項中

困難な業務を行う委員会の事務局長の職務	教育委員会における困難な業務を行う教育次長の職務
---------------------	--------------------------

を

県庁の部長、危機管理監、会計管理者又は議会議務局長の職務	デジタルトランスフォーメーション推進監の職務
困難な業務を行う委員会の事務局長の職務	教育委員会における困難な業務を行う教育次長の職務

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、令和三年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十一月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二行政職給料表の部九級の項中「危機管理監」を削り、

デジタルトランスフォーメーション推進監の職務

を

一 デジタルトランスフォーメーション推進監の職務 二 危機管理監の職務
--

に改める。

附則
この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十一月三十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十五号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項第一号中「二百九十円」の下に「(同項第一号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

附則
この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年十一月三十日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第二十号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分

の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則

この規程は、令和三年十二月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十一月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十七号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中、「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。

附則

この規程は、令和三年十二月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
